

第十九回
国会

参議院地方行政・通商産業連合委員会会議録第一号

昭和二十九年四月二十三日(金曜日)午
後二時四十五分開会

委員氏名

地方行政委員

内村 清次君
石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君
伊能 芳雄君
伊能 繁次郎君
高橋 進太郎君
長谷山 行毅君
小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
笹森 順造君
加瀬 完君

通商産業委員

中川 以良君
松平 勇雄君
加藤 正人君
海野 三朗君
小松 正雄君
石原 幹市郎君
大谷 賛雄君
黒川 武雄君
小林 英三君
西川 弥平治君
酒井 利雄君
山縣 勝見君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君

出席者は左の通り。

地方行政委員

内村 清次君
石村 幸作君
堀 末治君

委員

伊能 芳雄君
伊能 繁次郎君
長谷山 行毅君
小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
笹森 順造君
加瀬 完君

通商産業委員

松平 勇雄君
海野 三朗君

委員

石原 幹市郎君
西川 弥平治君
酒井 利雄君
豊田 雅孝君
白川 一雄君

国務大臣

国務大臣 塚田十一郎君

政府委員

自治政務次官 青木 正君

自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
通商産業省公 中島 征帆君
益事業局長 中島 征帆君
事務局側
常任委員 伊藤 清君
常任委員 林 誠一君
常任委員 林 誠一君
常任委員 林 誠一君

本日の会議に付した事件

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員(内村清次君) 只今から地方
行政・通商産業連合委員会を開会いた
します。

前例によりまして、私が本連合委員
会の委員長を勤めることにいたしま
す。どうぞよろしく願ひいたしま
す。

地方税法の一部を改正する法律案に
ついてこれを議題といたします。本日
は主として通産委員のかたへに質疑
を頂き、事業税、固定資産税、電
気ガス税を中心として質疑がなされる
予定でございます。なお、政府委員の
ほうで出席予定者といましては、
自治庁長官塚田十一郎君、自治政務
次官青木正君、自治庁次長鈴木俊一
君、税務部長奥野誠亮君、通産省では
通産大臣愛知揆一君、企業局長記内角
一君、公益事業局長中島征帆君、以上
でございます。塚田自治庁長官はあと
暫らくして御出席になりますから、そ
の点御了承願ひしておきます。

実は町村合併促進法の一部を改正す
る法律案が地方行政委員会でも可決さ
れ、昨日の本会議でも可決されました。
本日は衆議院の地方行政委員会に付託
になりますから、委員長はその提案説
明に参らなくてはなりません。その間
地方行政委員会の理事堀君を代理とし
て委員長席に着いて職務をとつて頂き
ますから、御了承願ひします。

〔委員長退席、地方行政委員会理
事堀末治君委員長席に着く〕

○委員長代理(堀末治君) 塚田長官も
お見えになりましたから、どうぞ御質
疑をお願いいたします。

○豊田雅孝君 電気料金の値上げ問題
に關連いたしまして、地方税関係につ
きまして自治庁長官の御意見を伺ひ
いたしたいと思います。

法人税、事業税、それから固定資産
税及び開張の金利の一部引下げにより
まして、約四十五億円の料金原価の引
下げを期待し得るようになつてお
るのであります。併しこれは總括原価
の値かに二・二％に過ぎないのであり
まして、これを差引きまして一・二・
二％の値上げがどうしても必要になる
ということになるのであります。通産
大臣が如何に嚴重な査定をいたしたと
いたしまして、これを零にするとい
うことは、もう全く不可能な状態に現
状ではなつておるのであります。ここ
で私が最も懸念いたしますことは、
電源開発工事が最近の二、三年間にお
きまして最盛期に入つて行くのであり
まして、毎年約一千億円で以上の発電所

更に送電線及び変電所等が課税対象に
なるのであります。今回の値上げは
何とか一時見送るといたしまして、
次々に値上げの原因が伏在してある。
この点が一番懸念に堪えないのであり
ます。然るに御承知のように我が国経
済の現状は、政府でも強く主張せられ
ております通り、物価引下、輸出振興
が至上命令になつておるのであります
が、併しながらこれが成功するかどう
かというところは、いろいろ今後施策の
如何によるのであります。今後施策の
各産業の基礎的条件になります電気
料金が如何になるかということが非常
に大きな問題になると思ふのであり
まして、通産委員会におきましては、参
考人の意見も聞きまして、又閣下
におきまして公述人の意見等もすでに
御承知と存するのであります。電力
会社の経費を削減いたしますことは勿論
であります。更に金利の引下げをす
ることと相並びまして、税制の面にお
きまして徹底的にこの際考慮をして、
電気料金の値上げを極力圧縮して行か
なければならぬ、こういう声はもう庄
例的に強かつたのであります。そこで
自治庁長官にお尋ねをいたしたのであり
ますが、通産大臣から先般電気事業の
会社の首脳者に示された強い態度
等から見まして、地方税法について
この際改むべき点が明らかにありまし
たならば、多少の無理がありまして
も、いわゆる各省の所管、セクショナ
リズムと申しまするか、そういうよう

なにかにかわりなく政府全体の総合政策として、電気料金値上げの重要な原因になつております。地方税を軽減するための措置を徹底的にとりを願いたい、かような見地からお伺いをいたしたいと存するのであります。

具体的問題に入りますが、他の委員からしても、質問があると思ひます。そこで、私は電気税と事業税につきまして、只今申し上げますような各省所管関係が離れて、政府全体の立場から特自治庁長官、国務大臣としてお答えを願いたいというふうに考へるのであります。電気ガス税は御承知のように昭和十七年の二月に戦時立法として消費節約を目的として施行せられたものであります。その反動といたしまして、電源開発が一面において抑制せられることになり、又終戦後に電力不足で大混乱を來したことは御承知の通りと存するのであります。その結果電源開発が大きく取上げられるようにその後相成りまして、発電量は増加して参つたのでありますけれども、一方電気税はそのまま存続せられておるといふようなことであります。国民の負担を重くしておるといふことは政府部内における政策の矛盾を示すものだらうと考へるのであります。かような政策上に大きな時代錯誤がありますばかりでなく、税制自体から見まして、第一にはこの電気ガス税は極端な必需品課税でありますこと、第二には非課税の規定によりまして、税額の約三割は主として大口需用家に免税されておるのであります。納税者の数といふものは約千七百万人にも上つておるのであります。典型的な大衆課税になつておることを挙げなければなら

ないのであります。第三には、電気事業の分割以来、料金の地域差は電気料金における大きな問題となつておるのであります。地域によつては二倍以上の税金の差ができて來ておるのであります。而も電気料金の高い地域ほど税の負担が重くなつておる、こういうことが挙げられるのであります。第四には、税務部長は先般非課税を増しまして、消費税として純化して行きたいといふことを通産委員会でも課税、非課税及び一部非課税の三段の整理が必要になるのであります。料金徴収事務の効率化に非常に支障を來たしておるのであります。更に非課税の範囲を拡大することは徴収事務上にも支障を來たすことは一層顕著になるわけでありまして、これらの諸点を考へますと、このような悪税を永続させるということはどういふものかといふふうに考へるのであります。この点につきまして、先ず自治庁長官の率直な御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはいろいろ御指摘になりました感じは私も同感なのであります。私が記憶しておりますいきさつでも、電気ガス税を府県にやるか市町村にやるか、非常に争つた時分に、あの当時の記憶ではもうこういふ税は長く取るべき性格の税ではないからというので、どちらへ持つて行つてもいいやないかというような考へ方が相当強く支配しておつた記憶を持つておるのであります。まあ併しその後現実の税になつて一旦税として取られてみまうと、額も非常に大きなものでありますし、地方財政の立場からいふと、これをやめるといふ

うことになる、どこに代り財源を求めるといふ非常に困難な問題もあり、まあかた／＼重要産業に響く範囲においては非課税といふものを作つて妥協的な、折衷的な考へ方でも今日まで來ておるのであります。併し今御意見を伺つておられますと、検討に値すべき問題点がたくさんあるといふことはよくわかりますので、なお今後十分検討したいと思ひます。

○豊田雅孝君 御理解のある御答弁でありまして、一応抽象的には満足いたすのであります。まあ代り財源をどうするかといふようなことにもなるかと思ふのであります。すでに御承知のように税制調査会の答申ではたゞ消費税によりまして五百億円の収税を見込んで、そのほかに酒税、砂糖消費税等の増徴を勧奨いたしておるのであります。が、それにもかかわらず政府の提案にはたゞ消費税に二百九十億を取入れただけでありますので、こういう代り財源につきましてもお考え合せを願うといふことで、今後この問題をどうか真剣に御検討を願いたいのであります。

すなわち、これは又別途に水利使用料とか或いは道路片用料等で多額の金を納めておる事実もあるのであります。この特殊事情を考慮に入れまうと、そういう説明もつきにくいのじやないかと思ふのであります。事業の損得にかかわらず収税を得よう、こういうことであるといふはするならば、収益課税の場合に相当する程度に公益事業の外形標準税率を引下げるべきではないかといふふうに考へるのであります。この点についての御意見を伺いたしと存じます。更に政府の事務的折衝の段階におきまして、通産省が百分の〇・八の税率を要求したように承知しておるのであります。自治庁がこれをお受入れにならなかつた理由を率直にこれも將來のために何つておきたいと思ふのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一に若し外形課税をやめるといふと、差当り二十数億円の減収が生ずるわけでありまして、殊に現在すでに一・六％の税率を一・五％に引下げようとしておるのでありますけれども、更に〇・八％に引下げますと、もつと莫大な減収を生じて参るわけでありまして、地方財政の現況が許さないといふことが一番大きな原因であります。

○豊田雅孝君 この面におきまして、地方財政の財源関係につきましては、先ほど申述べました代り財源を十分に御考慮に入れられまして、この点について新しい角度から將來真剣な御検討をお願いしたいと思ふのであります。

それから次に、中小企業関係から事業税についての問題であります。が、御承知のように個人事業税等は昭

和二十五年までは農林業者にも課税せられておつたのであります。ところが昭和二十五年から農林業者には課税せられず、商工業者だけに課税せられておる。ここに事業税といふ言葉がつけられども、それは名だけでありまして、實際は商工業者税であるといふところにこの税のあれが非常にあると思ふので、かような不公平なことを一併放置しておいていいのかわるか、と申しま

すことは、輸出振興第一主義といふことを現内閣は非常に言われるのであります。が、かような不公平な税を商工業者に課けておくといふことは、やがて商工業者のすべてのコストが高くなるとは言ひまでもないのであります。で、そういう点において輸出振興第一主義を唱へながら、かような偏頗な税制を放置しておるといふところに非常に問題があると思ふのであります。この点につきまして御意見を伺いたいと思ふ次第であります。

○政府委員(奥野誠亮君) 農業が課税されていまいというところに事業税に一つの問題点があります。これは、我々もそのように考へておるわけでございます。ただ農業の場合におきましては相当広い土地を利用して行われまして、又かなり重い負担を農業が持つてゐるというとも言えるではなからうか、こういう考へ方も一つあるかと思ひます。

それともう一つは、全体的に考へました場合には、専ら自家労力を以て行なつてゐるのが一般的な形でもあります。で、これに更に事業税を課して行くといふことは如何なるものであらう

か、こういうふうなことから一応現状のままに据置いておるわけでありま
す。事務的にはやはり課税範囲を拡げ
たほうがよいのではないかとはいふ
な考え方を持っておるわけでありま
すけれども、なか／＼今申上げました
うな考え方もございまして、そこま
で到達することに困難を感じておる
わけでございます。

○豊田雅孝君 只今固定資産の關係が
あること、自家勢力を主にしておる
係から一面農林関係者に事業税を課
けないことも止むを得ないだろうとい
う御趣旨のようでありまして、併し根
本的には大いに公平化を図つて行く必
要があるといふ御答弁でありまし
たけれども、前段の固定資産関係につ
きましては、これはもう工業者などは
同じ立場に立つております。又自家
勢力の關係につきましては、中小企業
は殆んど農林業と變るところはなし
でありまして、而もその中小企業の輸
出しておるものは日本の輸出額の全
六、七〇％、殊に下請になつておる
ものなども入れば或いは八〇％ぐら
いになるであらうと言われておるく
らゐであります。そういう点から農
業者と區別することは私は非常に問
題があると思つておるわけでありま
す。つきましては、非常な根本問題で
ありますので、一つ塚田長官から直接
お答えを願ひたいと思つております
が、これを具体的に言いますと、私は
やはり法人税なり所得税の附加税とし
て公平に課税して行くということが必
要なんじやないか、この点について御
意見を伺ひたいと思ひます。

中小商工業者に苦痛になつておるとい
うことは、御意見と全く同感でありま
す。年来これもできるだけ軽減措置を
講じなきておるやうな考え方でも参
つておるものでありまして、今度もま
ま考えられる範囲の減税措置を講じたわ
けであります。むしろこの農業者と
商工業所得との均衡をどういふ工合に
とるかという問題は、私は農業者所得
というものの非常にあつたから来る弱
さというものを考へて、あれをまあ課
税をするといふことよりも、やつぱり
中小企業が同じやうに弱いものである
といふことで、これらを減税して行く
といふことのほうが考へる方向だと思
うわけでありまして、そのときに所
得に附加する形の税を考へて事業税を
やめるかどうかといふことであります
が、これは私はそこまではなか／＼踏
切りがつかないでつとつておる
のであります。むしろ私は事業
税本来の考へ方からすれば、本當に理
論的に言へば附加価値税といふやうな
大体外形を基準とした形のものに直す
のが正しいのじやないかといふ考へ方
を持つておつたわけでありまして、
も、これが現実の日本の経済の事態と
恐らく合わないといふこともあり、か
たがた一般の反対も非常に強いもので
ありますから、そのまま事業税にして
残してしまつたといふことで、それぞ
れの立場に立つことは、余り徹底しない
ものであるといふことは御指摘の通りで
あるわけでありまして、いま暫くこの
ままの形で成るべく税負担を軽くして
差上げるといふやうな方向でやつて行
つてみたいといふのが只今の考へ方
でございます。

つきまして、その負担能力に応じて極
力公平化を図られるといふ線の一つ根
本的に御検討をお願いしたいと思ひ
ます。

それは将来の問題であります。差
当り現在の問題になつております法律
案につきましては伺ひたいのでありま
すが、所得税のほうは御案内のやうに基
礎控除のほかに扶養控除が認められて
おるのであります。にもかかわらず事
業税のほうには扶養控除が認められて
おらない。このアンバランスについては
如何にお考へになつておるかという点
が一つ、もう一つ、扶養控除を認め
ることができないといふ建前をとりま
すならば、基礎控除についてもつと大
きな考慮が払ふべきじやないか、假
に扶養家族四人あるといふと、今度の所得
税の改正から言いますと十萬五千円に
なると思つておるわけですが、それに基
礎控除七萬円を加へますと、十七萬五
千円になつて来るのであります。今同
事業税の基礎控除は七萬円を十萬円に
引上げようといふやうなふうになつて
おりますが、そんなことで追つてく
わへじやないかと思ひます。こゝに
均衡、バランスの上から基礎控除につ
きましては、もつと大膽な考へ方が必
要じやないか、これについての御意見
を伺ひたいと思ひます。

それからもう一点は、所得税で非課
税の取扱ひを受けておりますものは、
これは言ひまでもなく国家から見て担
税能力のないものだといふ認定が下さ
れるのであります。その担税能力の
ないものだといふ認定が下されておる
に事業税で追いつけをかける行くと
いふことがこれ又非常に問題だと思
つてあります。この点を如何にお考へ
になつておられますか。その点伺ひた
いと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一の問題
は、所得税の場合には扶養控除が行わ
れておるけれども、事業税については
それが行われていない。これが酷では
ないかといふお考へのようにございま
す。所得税は言ひまでもなく儲けの中か
ら払われる税金であり、事業税のほうは
経費の中から払われる税金である。所
得税の場合には払われる納期を総合し
て行つて、半面事業税の場合におきま
しては、事業が行われていない場合に、
業者が労力を提供して価値を生み出す
面に協力をいたします。府県も保健
衛生施設や道路を維持管理したりして
その価値を生み出すことに協力してい
る。従つてこの価値を買取る人がそれ
相當の経費を負担して行かなければな
らない。こゝに考へ方になつておる
と考へておるのであります。従いまし
て事業が行われておると、大体
その事業の分と云ひます。大抵
そのものに應じて府県の経費を分担し
てもらうのがよろしいと思ひます。又
そういう意味において附加価値税に移
行すべきであるといふ考へ方もあつた
のであります。又或る面においては
売上金額を課税標準とするやうな事業
税の形式も存置しておるわけであり
ます。そういう意味において所得税と事
業税とは一方は人税と呼ばれ、他方は
物税と呼ばれ、それ／＼の事業によつ
て事業税を考へて行くわけでございます
ので、特にこれに扶養控除などを持
込まないようにすべきではないか、こ

ういふ考へ方を持つておるわけであり
ます。ただ止むを得ず現状におきまし
ては所得を課税標準にしておるわけ
であります。而も又小規模の事業
につきましてはできる限り緩和して
行きたいといふ考へ方から、すでに基
礎控除の制度を採用いたしておるま
ので、この基礎控除を財政状況と脱
税ながら漸次増額して行く、こゝに
面においては考へておるやうな考へ
方であり、今同政府原案におきまし
ても、従来よりも若下この基礎控除の額
を引上げるといふやうな措置をとつて
参つておるわけでありまして、

第二の扶養控除などの結果から所得
税を課さないものに対しては事業税が
課されることになつておることは過
酷ではないか、こゝに考へ方になつて
おる。これも前段で申上げましたこと
で御了解願つておると思つてあり
ますが、又事業過酷な面も出ておる
かと思ひます。そういう意味におい
てはむしろ基礎控除を拡げる、大きく
行きたい、大抵事業で生み出した価
値に對しては、これを受取る人た
ちがそれだけの経費を負担して行くべ
きである。又負担して行つてもらう
べき税金だ、こゝに考へ方をつてお
るわけでありまして、お説の点は只今申上
げましたやうな方向で解決して行きた
いといふやうに考へておるわけであり
ます。

○豊田雅孝君 所得税とは根本的に違
うといふ議論の立て方をせられつ、
所得に對して課税して行くといふこ
ろにこれが非常に問題があるのであり
まして、もう實質的には如何に言われ

ようとも、これはやはり所得税の附加税だといふふうになつて来ているのであります。而もその扱い方が根本をなす所得税自体よりも非常に酷である。所得税で免除しているものまでも追いつけを付けて行く、そういうふうな不公平を受けているのは、農林関係業者は除外せられて商工業者だけである。これは非常に問題があると思うのであります。その点において差当りは基礎控除を思い切つて拡大せられる、併しそれだけでは満足するべきではないのであります。根本的に農林、商工バランスのとれた行き方をせられるということが、特に今後輸出の振興を図るというよりな点から私は非常に問題にすべき点だと思つておきたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) 今後御意見を十分検討いたしまして、善処いたしたいと思つております。

○石原幹市郎君 私も今回の地方税法の一部改正案に對しまして若干お尋ねしたいと思ひます。私がお尋ねいたします立論の根拠は、只今豊田委員が申されました同じ立場からでありまして、主として電気料金の問題にからんだ立場からお尋ねしたいのであります。

で、私が一番矛盾に思つておりますことは、電源開発ということは今日本の国情として何を犠牲にしてもやつて行かなければならぬ問題であります。が、開発が進むにつれて、つまり電力が豊富になるにつれて電気料金がどうしても上つて来る。こういう非常な矛盾があるのであります。この矛盾はできるだけ各方面から協力して解いて行かなければならぬ。先ほど豊田委員も話されましたように、金利の引下げであるとか、企業の合理化であるとか、いろいろの問題から論ぜられるのであります。が、電気事業に對しまして国税、地方税を通じて非常に税の負担が重い。こういう面からも考えまして、税制の面からできるだけ協力してもらわなければならぬと思つてあります。これは電源開発の一部を税制の方向で考えてもらつていただくことはどうかと思つてあります。が、国策としてやらなければならぬ電源開発であります。而も電気事業に對する課税が相当不公平な面もあるということも考えられますので、その点からお伺ひして行きたいと思つてあります。

豊田委員は事業税、電気税について尋ねられたのであります。私は固定資産税について主として尋ねたのであります。が、その前に二つの税に關連いたしまして、一、二私からも尋ねておきたいと思つてあります。事業税について豊田君から外形標準課税をやめてもらいたいというよりな意見も出たのであります。私もさう思つてあります。が、先ほど当局の答弁では税収が減るということからさうな措置は考へられなかつた、というお話であります。が、併し電気、ガス或いは運送事業、こういうものについての外形標準課税をとつておられるのであります。が、そこに私は一般法人の所得課税をとつておられるか、と非常に不公平があると思つてあります。この課税の公平という見地からは、仮に税収が減るということがあつても公平の原則はやはり貫いてもらわなければならぬと思つてあります。一方が減れば然らば一方のほうを若干上げるといふようなことも考えられるのであります。この点についてどういふふうに考えられますか、考え方を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 外形標準課税の点につきましては、先ほど申し上げましたように、地方財政の現状から見れば減収を生ずることが最も難点であるといふことを申し上げたわけでありまして、更に附加してお答えさせて貰います。更に現行制度でありますれば附加価値税が実施されることになるわけでありまして、併しながら附加価値税にもいろいろ問題がございます。差当り現行制度をそのまま踏襲して行く、従ひまして、又売上金額を課税標準にしておきますものもそのまま踏襲して行きたい、という考え方でござります。

「委員長代理堀末治君退席、委員長着席」

根本的には損失があれば税金を納めなくてもよろしいといふことは、事業税、殊に府県税についてはとるべきではないのじやなからうかといふふうに思つておられるわけでありまして、損をしておられる業者は給与を払わなければならぬと同じように、府県がその事業に協力しておりますものにつきましては、経費を分担してもらいたい、という考え方でありまして、

第二は、料金統制が行われているので、而も又これらの料金はいろいろな角度から総合的にきめられる。経済政策、社会政策、いろいろな面から総合的にきめられるわけでありまして、普通の自由競争の行われておる事業とは根本的に違つておるではないか、それならその料金の中にやはり団体の経費でありますので、税相当額を繰込んでもらいたい。

第三は、繰込まれたものは、これらの事業が大体において強大な独占企業でありますから維持できるじやないか、維持できるならば、これだけのものはやはり府県に事業税として支払つてもらいたい。こういうふうな考え方でもございまして、なお他の業態との関係において公平を欠くではないかといふ議論がございました。これも御尤なる議論と思つております。ただ併しながら、競争関係にあります事業相互間に取扱いを異にいたしますことは、これは避くべきでありますけれども、競争関係に立つていないのならば、その事業については相互間において不公平はないわけでありまして、特別な課税方式を採用しても差支へはないのじやないだろうかといふような考え方を持つておられるわけでございます。

○石原幹市郎君 只今のことも今までの何回も聞いておること、一応わかるのであります。が、私は最初述べましたように、電源開発の進むにつれて電気料金が上がることは、何とかこれはあらゆる面からさういふことにならんように協力したいという見地から論じておられるのであります。さういふ意味からいまして、いろいろ理窟はあると思ひますが、少くとも課税の公平を欠いてまで過剰な負担になつておるこの電気事業の事業税については、できるだけこれは下げるといふことが総合政策でござります。一方、全体の行政の面から言つてもこれは考慮して行かなければならぬことであらうと思つておられるのであります。一遍にこれは変える

ことが困難であれば、或いは外形標準課税と或いは所得課税を半々に標準をとつて行くとか、いろいろな措置を講ずべきではないかと思ひますが、どういふのであります。さういふことをすることをお研究下されるかどうかといふことだけでよろしいのであります。

○國務大臣(塚田十一郎君) 私もこの電気料金の問題につきましては、殊に今年政府が低物価政策をとつておられる方からして、是非上らないようにといふので、今度のこの地方税の改革を自主的に決定いたしますまでは、しはば通産大臣ともお目にかかつて十分意見も伺ひ、地方財政の立場から譲歩できます最大限の譲歩はいたしたつもりであります。勿論御希望通りに行かなかつたのであります。が、併し御意見の点はよくわかりましたので、今後ともその方向で検討して参りたいと、さういふふうに考えております。

○石原幹市郎君 次に電気税の点についてなお一点尋ねてみたいと思ひますが、電気税が無税である、大衆課税であるといふことは、何人も異論のないところであらうと思つて。そこで私は非常に心配いたしましたことは、今後この電気料金の問題につきましましていろいろ意見はありますが、九電力会社に分割されておる以上は、その会社々々の地帯によつて或る程度電気料金に地域差がつくのは私は当然だ、無論地域差をつけないならぬといふ私は考へを持つておるのであります。が、さうすると電気料金というものが非常に地域によつて或る程度違つて来るのであります。そこでこの電気税といふものはそれらに對して一律の割合で行くの

でありますから、特に家庭用の電気、これは私は仮に地域差がついても、社会政策的見地からこの家庭用電灯のごときものはできるだけ全国一律でなければならぬに私は思っております。そこでそういう見地からいたしまして、将来この電灯料金というものに非常な差ができるというような場合に、なお更この電気税というものは非常な悪税に、悪い形のものになつて来ると思ふのですが、そういう意味からいたしまして、できればこの電気税というものはほかの形のものに吸収してしまふか、いろいろなことを請じてもらいたいと思ひますが、電気料金の地域差と電気税の關係についてこれは一般の不公平があると思ふ。こういう点についてどう御決意か、その点を伺いたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 石原さんのおつしやつておられることは確かに問題でありまして、将来に亘りまして十分研究して参りたいと思ひます。ただ現在なお従価税の形式を用いております。若しお話のようにするとしますれば、これは従量税の方向だと思ひます。なお従価税にしておると申しますのは、一つは消費税の本質から考へて参りますと、やはり消費金額をとつたほうがいいのじやないだろうかというやうなことでございます。第二には、徴税技術上従量税でありますと、料金等は別途な計算方式をいたさなければならぬので非常に複雑になつて参ります。そういう意味からも従価税の方式を採用しておるわけでありまして、御説のやうな点につきましては将来なおよく研究したいと思ひます。

○石原幹市郎君 まあ研究されるといふことでありますので、電気税はこの程度にして、次に固定資産税について伺いたいのでありますが、私はこの固定資産税というものは非常に悪税の形であると思つておりました。まあヤウツ勧告によつた地方税の改正で一番悪かつたものと思ひます。今回これは非常に是正されて参りましたことは、不十分でありますけれども非常に私は賛意を表しておるものであります。ただ先ほど事業税について課税の不公平があるといふことを申し上げましたが、この固定資産税についても非常に電気事業のごとき殆んどが固定資産になつておる、こういうものに對しては非常に不公平がそこに現れておる。いわゆる償却資産に対する課税の面で非常な不公平が現れておるものであります。まあこれは十分御承知であらうと思ひますから、数字であるとかそういうことは申しませんが、単なる事務所でやつておるやうなものは非常な収益率を上げておるながら、課税は極めて微々たるものである。この償却資産の大きいものは資本の回りが悪いにかかわらず非常に大きな課税をされるということになるのであります。もと／＼これも附加価値税と並行して行つて初めて均衡がとれると思ふのであります。この課税公平の立場から言つて、こういう問題についてどういふふうに考へておられるか。又産業別に、先ほど述べた産業別に非常に総資本に占める償却資産の割合というものが、或いは資本の回転率ということから不公平があると思ふが、その事実を認めるかどうか。それらについて将来是正する方向に研究をされておるかどうかという点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 二十五年に償却資産に對しては、課税をするやうになりましたので、爾来いろいろな意見が出て参つて来ていると思ひます。これらの意見にも鑑みまして、今回償却資産に對します固定資産税につきましては、かなり大幅な改革を加えたつもりであります。特に電気関係につきましては、御承知のように最初の五年間は負担を三分の一にする。あとの五年間は負担を三分の二にする。というやうな措置もとつておるわけでございます。大体特に問題になつておりますやうな点は、今回の改正によつて是正されておるのじやなからうかといふふうに思つておるわけでありまして。第二に、産業の種類によつては償却資産の占める割合が非常に違ふじやないかという御意見でございます。これも全く御意見の通りだと思ひます。たゞその結果負担が全体として不公平になつておるかどうかといふことにつきましては、更にいろいろな角度から考へなければならぬのじやないだろうかといふやうな氣持を抱いておるものであります。例へば固定資産は余り使わなければならぬ、たくさん従業員を使わなければならぬやうな事業、従業員に支払ひます給料につきましては、源泉で所得税を徴収いたします。所得税はこれは人税なんだからして、会社の経費にならぬのじやないかといふやうな議論もありませんけれども、実質的にはやはり経費になつて参るものだらうと思ふのであります。現に労働争議等におきまして、税引きの給料を幾らにしろ、こういうふうな論争が行われておるところから見ましても、やはり同じやうな考へ

方ができると思ふのであります。固定資産税の面だけで税負担の均衡の問題を論ずることは、少し足りないのじやなからうかといふやうな考へ方もいたしておるわけでございます。なお将来に亘りましては、これらの問題も検討をいたしたいと思つております。

○石原幹市郎君 我々もまあ實際問題としてはいろいろむづかしい問題があるといふことはよくわかるのであります。が、最初申し上げましたやうに、電気事業といふものの日本の産業における占めておる地位、立場というものをからいたしまして、できるだけ電気事業の負担が軽くなるやうな考へ方を持つて、而もこれは非常に無理をしてそんなことをしてくれと言つておるのじやない。現在現実に非常に不公平、不公平があるから、その面だけでも課税技術上むづかしいにしても取除いて行つてもらつて、筋に合うやうにしてもらいたいといふのが我々の希望であります。それから、いろいろ答弁されるそれはよくわかるのであります。が、我々の質問している立場がそういうところにあるといふことを一つよく考へ願つて、協力なり或いは研究を續けて行つてもらいたいと思ふのであります。

今お話をなかつたのであります。が、何か償却資産課税の適正化といふやうな問題につきましては、この収益補正をやつておられるとかいふやうなことを聞いておるのであります。が、収益にやつていふ／＼補正をされる、こういうことが行われておりますかどうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 償却資産の価格を算出したします場合に、その後における物価の変動がございますので、取得価格に物価指数を乗じて算定し

ているわけでありまして、併し他面陳腐化の問題もございまして、陳腐化の程度をどの程度に見るかといふことは非常にむづかしい問題でございます。従いましてその事業の全体としての収益率からこの陳腐化の程度を見ることにしようといふやうなことで、収益率の如何により一定の割合ずつ価額を引下げたところで課税標準に使用して行くといふやうな算定方式を採用いたしておるわけでございます。

○石原幹市郎君 そこで伺ひたいのであります。が、今回この四月八日付であります。が、自治庁次長名を以て今度まあ税法がいろいろ改正になるので、そこで二十九年度からの評価に當つては特別の補正率は適用しないことが適當と考へられるので云々といふやうな通牒を都道府県知事に用ひておられるやうであります。が、これは、こういうことが行われますと、折角税法の改正によつて或る程度一方引下げられまして、下つてもこういう従来のやつておつた特別措置をやめるやうにといふことならば少しも私は、まあ少しもといふのは言い過ぎかも知れませんが、一方で減らしておいて、一方じや却つて減らすなといふやうなことにとれるのであります。が、これはどういふ考へ方でありましようか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今御指摘になりました点は、これは収益率補正の問題ではございせんので、御指摘になりますやうに、発電施設に對します固定資産税にはいろいろの問題がございまして、二十八年度におきましては、算定されました価額の九〇%を課税標準にするという方式にして参つたわけでありまして、収益率補正をした

○政府委員(奥野誠亮君) 御指摘になりますように、固定資産税の税率において、標準税率を超えて課しておきまして、標準税率を超えて課してにおいては自治という建前から言えばその通りでありまして、一方において非常償還に制約を受けておる事業であります。

りまする団体が一割にも上つておりまして、むしろ若干多くなるような傾向から、こういう事業に対してはこの課税の面においても特例としていろいろ

がございますので、今回政府原案のよ
うな措置をとったわけであります。で
の措置をとつても私はいいんじゃない
かと思うのでありまして、この制限税

地方自治を重んずる見地から考えて行
きました場合には、標準税率のきめつ
率と標準税率の幅をもう少し圧縮して
もらいたい。標準税率を上げるとい

のであります。併し又他面経済界に与
たぬ影響を考慮せざる可からず、
放しにしたほうがよからうとこう思
ひます。併し又他面経済界に与
たぬ影響を考慮せざる可からず、
放しにしたほうがよからうとこう思
ひます。

る限り税率を釘付けにしたほうがよろ
しいのではなからうかというふうに思
ふ。大抵百分の二まで収まり、収まりな
いものはなからうかというふうで思
ふ。税率を釘付けにしたほうがよろ
しいのではなからうかというふうに思
ふ。大抵百分の二まで収まり、収まりな
いものはなからうかというふうで思
ふ。

な措置として考えましたのが、二%を
わけるわけにあります。両者の中間的
というのはそれは町村長の当然の考え
方であらう。殊に二十九年度は市町村

超えた場合で、特別の場合にはこれを
政府として抑えるような権能を持ちた
りまするから、相当こういうことをや
長としてまる／＼取れる最後の年であ

いと考えたわけでありませう。今後この新しい制度によります運営の状況

るところが出るのじやないか、或いは杞憂かも知れませんが、出るのじやな

を見ました上で、更にお説のような措置をとらなければならないかどうかと

いかと思うのでありまするが、先ほど固定資産の評価について親切ないろいろ

ろの通牒まで出しておられるのであります。が、こういう問題について町村を

○石原幹市郎君 この電気事業とか、こういう事業は料金も調整されており、指導される意思があるかどうか、伺っておきたい。

ておる事業であり、殊にくどいようであ
ありますが、先ほどからたび／＼述べ
ておるし、非常に一力では世辭を受け
てゐる。○**政府委員（奥野誠亮君）** 固定資産に
つきましては、標準税率を超過して課
税しておられますが、主として目上

ておるうちに、公益事業として而も非
常に矛盾をはらんだ状態になつておる
が、殆んど大部分が東北地方と比

のでありまして、矛盾をはらんだといふのは、電力が豊富であればあるほどきましては、標準税率を超えて課税し

電気料金が上つておるといふ状態であるのでありますから、できるだけこの

の特殊な事情によりますることが一つと、もう一つは一度増税をして或る収

言へば、或いは標準税率のきめつ放しで、上下をきめないほうがよい、これらの運営方式を改めがたいというよう

な点にもあるのではなからうかと思ふのであります。これらの点につきましては、一面には東北或いは北海道の財政需要につきまして、地方財政平衡交付金の運営、その他においてなお考え方が十分ではないのではないかと、いろいろなことも考えられるのでございまして、この面において検討を要して行くかと思つております。他面におきましては、一度増税しましたが、その年の特殊の情勢で行なうべきであつて、マンネリズムに陥るような運営方式はよくない。この点を更に市町村に對しまして徹底して行きたい。こういう考え方を強く抱いておるわけでありまして。

○石原幹市郎君 只今奥野さんから東北、北海道としては有難い御意見を聞いたのであります。平衡交付金の配分方法等にしまして、將來更に御研究を願ふことにいたしまして、この固定資産税の課税方法等につきましても、適當なる御指導を願ひたいと思ふのであります。

最後にこの電気料金の算定に當りましては、標準税率で計算をしておるのであります。現実は只今それからお話をいたしましたように、相當超過した税率で課税されておるといふことでありまして、これらの点については自治庁の建前と、それから通産省のとつておられる建前とが若干違ふと言へば違ふように思ふのであります。この点は自治庁上りも通産省のほうから、料金は算定には標準税率でやつておる。現実には相當超過税率と言いますか、上のものが行われている。この点で……

○政府委員(中島征帆君) 現在の電気

料金の基礎になつております原価の中にはお話のように標準税率で以て原価を計算しております。各自自治体が課税いたします場合には、この標準を離れた税率の適用をしますが、一旦きめた場合には税金がきまりましたら、あとは税率が變つても如何ともしがたい。それから現在新しい料金を検討いたしておられますが、その場合にはいづれの税率を使用するかという点でございまして、各電力会社は現実に取られております税率に基いて原価を計算しております。我々も一応それを尊重せざるを得ませんが、何に今度税制改正をいたしまして、はつきり變化がありまして場合には勿論これを變更いたしますけれども、只今お話の標準の税率が變つて而も制限税率も變つて行く、その間に或る程度の開きがありまして、その間どこに實際の税が落ちて行くかわからないような場合には、やはり標準の税率の變化を基準にいたしまして、適當な税率を推定して、こゝへ見込むという以外にできないのではないかと。これは推定になりますから、それ以上の方法のどれがいいかといういろいろの批判もあると思ひますが、我々のほうはそれでやるといふ方がないといふふうに考へております。

○石原幹市郎君 もう一点だけ……。今回の税法改正で固定資産税に對する町村の課税が或る程度制限を受け、残余は府県の課税になつておる。私はこれは全面的にこの考え方に賛成なんでありまして、それでこれが完全実施されるのはたしか三十一年度からになるのではないかと思ひますが、これがもう一年くらい短縮されて、三十年度くらいから完全実施になるとい

うよりなふらに行かないのでしようか。非常に私は今までの固定資産税を所在町村だけで取るというあのやり方が不合理だと思ひます。これほどの悪い方法は私はないと思つておる。いいことは少しでも早くやつてもらつた方がいいと思ふ。二年も三年も経過規定がある、その間に又再改正でもされたら非常に私はきつたことだと思ふのでありまして、この点について希望とそれから所見を申上げておきます。

○政府委員(奥野誠亮君) 大規模な償却資産に對して課税権の一部を府県に移す制度を完全実施する、それは三十一年度になるわけでありまして、それより前に三十三年度からこの措置が開始されるわけでありまして、たゞ三十三年度におきましては、市町村の財政運営に激變を与えないという意味で、かなり大きな金額までを当該市町村に保証しておこう、こういうことにしているだけでございます。やはりこういうふうな措置につきましては、当面激變を緩和するといふふうな措置も並行してやらなければならぬのじやないだろうかというふうに考へるわけでありまして、そういう意味におきましては、政

府案のほうがいいのじやないかといふふうに思つております。

○海野三朗君 塚田自治庁長官にお伺いするのであります。長官は關係の一人としておられるのであります。この地方税法とちよつと變つておるかも知れませんが、關稅の問題を考へますと、重油及び原油に對する一割の關稅を課税しなければならぬというの法律でまづつておるにもかかわらず、この關稅を免除しておるといふことは、これは正しくないあり方であ

ると私は考へるのであります。長官は如何ようにお考へになつておりますか。先ずこの御所見を承りたいのです。

○國務大臣(塚田十一郎君) お尋ねが若し關稅でありますれば、これは大蔵省の所管でありますので、誠に恐縮でございまして、私もよう勉強いたしておりませんので、大蔵省のほうへお尋ねして頂きたいと思ひます。

○海野三朗君 私はあなたが關係の一人として、殊に並みいる閣僚の中でも頭が鋭敏でいらつしやうと思ふ。(笑聲) 一番御答弁に對しては深甚なる敬意を表しておるわけでありまして、私は今日まで通産大臣に對しても他の大臣に對しても聞くのであります。それが一向はつきりしないのであります。これはそれではそれといたしまして、この日平産業のようなあの軍需会社の下請工場が今日常時満ちておる。そういうふうなこの下請工場に對する税の取立ては如何ようにおやりになるお考へでございませうか。もう殆んど会社をつぶさなければならぬというやうな下請工場がたくさんございまして、そういうふうなものに對しての税金といふものはどういふようにお考へになつていらつしやいますか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはまあ現実に問題にぶつかってきませんと、端的に何とも申上げられないのじやないかと思ふのでありますけれども、例へばつづれるやうな状態になつておるといたしまして、併しその所に税が納めべきものが残つておるといふことでありますれば、これは一つの債権でありますからして、併し債権であるからといって無理無休に取立てる

ということとは勿論できません。でき得る能力に應じて徴収に手心も加えなければならぬと思ふのでありますけれども、併し一応徴収すべき税というものがあつて、そういう経営不振の状態になつておるといたしまして、そういう点も考慮して取るべき税はやはり取るという建前で行かなければならぬのじやないかと思つております。

○若木勝藏君 議事進行……。丁度今本會議のベルが鳴つておりますが、本會議は重要な本會議であるし、一時休憩するかどうかの決をとつて頂きたい。

○委員長(内村清次君) 只今開会のベルが鳴りまして、今若木君から動議が出まして休憩してもらいたい、こういうことですが、よろしくございませうか。

○海野三朗君 それでは私はまだたくさん伺いたいことがありますが、質問を保留いたします。

○委員長(内村清次君) それでは暫時休憩をいたします。

午後三時五十分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和二十九年五月十日印刷

昭和二十九年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局